

施設台帳情報等の更新要領

令和 7 年 4 月

岐 阜 県 県 土 整 備 部

第1章 総則

1. 目的

「施設台帳情報等の更新要領（以下、「本要領」という。）」は、岐阜県県土整備部が管理する「県土整備部施設台帳管理システム」（以下、「台帳システム」という。）」の台帳情報の更新を円滑かつ適切に実施するために必要な運用を定めたものである。

2. 台帳システムの概要

台帳システムは、岐阜県県土整備部の道路施設、河川施設および砂防施設について、施設情報を GIS と連携して一元的に管理するシステムである。

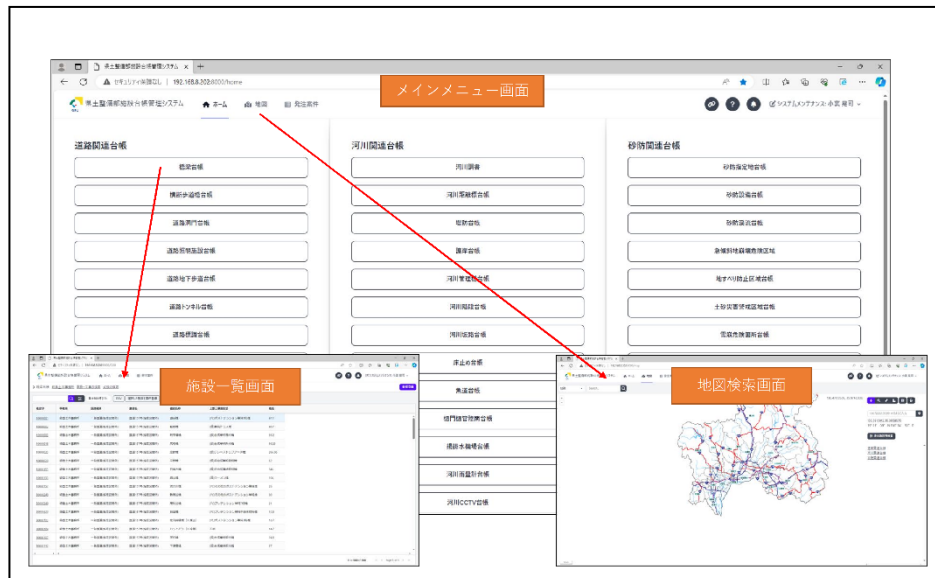


図 1 県土整備部施設台帳管理システム

3. 適用対象台帳

台帳システムが取り扱う施設台帳を次表に示す。

関連する施設等の新設、改修（変更）、点検等の実施あるいは法指定、変更等の措置を講じた場合は、受発注者協議の上、台帳システムへの情報更新を行うものとする。

表 1 適用対象台帳一覧

	台帳名称		台帳名称
道路関連台帳			
1	橋梁台帳	11	道路ボックス台帳
2	横断歩道橋台帳	12	道路区域告示台帳
3	道路洞門台帳	13	道路防災点検データベース
4	道路照明施設台帳	14	道路土工構造物データベース
5	道路地下歩道台帳	15	道路台帳
6	道路トンネル台帳	16	道の駅台帳
7	道路標識台帳	17	除雪基地台帳
8	道路情報板台帳		
9	道路電線共同溝台帳		
10	舗装台帳		
河川関連台帳			
1	河川調書	11	揚排水機場台帳
2	河川距離標台帳	12	河川雨量計台帳
3	堤防台帳	13	河川 CCTV 台帳
4	護岸台帳	14	堤防カルテ
5	河川管理橋台帳	15	浸水想定区域図台帳
6	河川階段台帳	16	浸水位表示板台帳
7	河川坂路台帳		
8	床止め台帳		
9	魚道台帳		
10	樋門樋管陸閘台帳		
砂防関連台帳			
1	砂防指定地台帳		
2	砂防設備台帳		
3	砂防溪流台帳		
4	急傾斜地崩壊危険区域台帳		
5	地すべり防止区域台帳		
6	土砂災害警戒区域台帳		
7	雪崩危険箇所台帳		
8	危険箇所台帳		
9	砂防関係標識台帳		
10	砂防雨量計台帳		

4. 台帳システム利用マニュアル

台帳システムの利用マニュアルは、台帳システムトップ画面に掲載している。

5. 台帳システムに関する問い合わせ先

台帳システムに関する問い合わせ先は以下のとおり。

表 2 問い合わせ先一覧

内容	担当	備考
台帳システムの操作方法に関すること (ヘルプデスク)	株式会社ヤマイチテクノ DS 営業部 岐阜県施設台帳管理システムサポート担当 電話：06-6448-0606	対応時間： 8 時 30 分 ～17 時 15 分 (開庁日)
台帳システムの運用に関すること	岐阜県県土整備部技術検査課建設情報係 電話：058-272-1111 (内線 4571・4573)	
台帳システムの登録情報に関すること	岐阜県県土整備部の各事業主管課	
施設台帳登録データの電子納品に関すること	工事あるいは業務における一般監督員	

第2章 台帳システム登録情報の更新

1. 概要

台帳システム登録情報の更新は、発注者が台帳システムに案件登録を行った後、受注者が台帳システムに受注案件のデータ更新作業を行い、発注者の承認後、正式にデータが更新される。

2. 台帳システム登録情報の更新の手順

台帳システム登録情報の更新は、発注者が行う作業と受注者が行う作業がある。発注者と受注者の役割を次表に示す。
台帳システムに対象施設の登録が無い場合は、発注者が新規施設登録を行う。

表 3 発注者と受注者の役割

	役割	発注者	受注者	備考
1	台帳システムに案件登録	○		台帳システムに対象施設の登録が無い場合は、新規施設を登録
2	台帳システム登録情報の更新 (仮登録)		○	
3	承認 (本登録)	○		

発注者の手順を図2に、受注者の手順を図3に示す。



図 2 台帳システム登録情報の更新の手順（発注者）

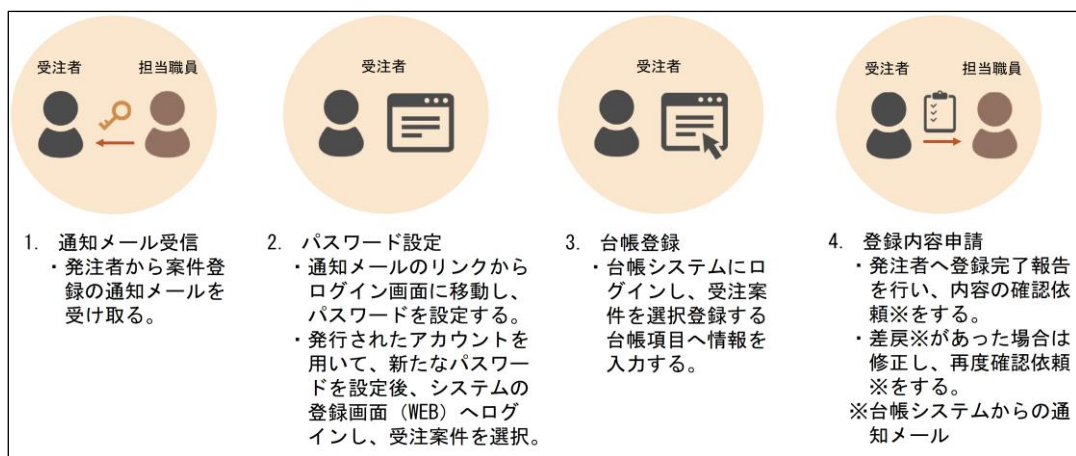
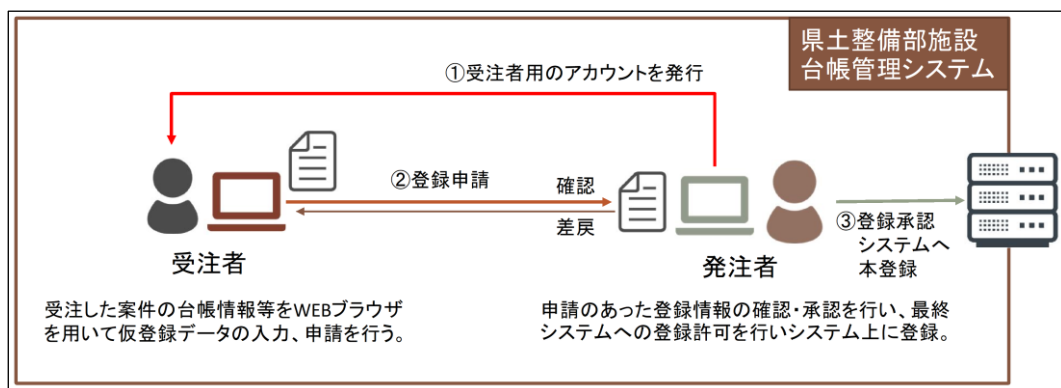


図 3 台帳システム登録情報の更新の手順（受注者）

3.仮登録と本登録

受注者がシステムで入力するデータは、発注者の承認を得るまでは仮登録データとして保存される。

発注者が承認した段階で本登録となり、台帳システムに正式に反映される。



第 3 章 施設台帳登録データの電子納品

1. 電子納品の協議

岐阜県が発注する工事および設計や点検等の委託業務において、台帳システムへの情報登録が必要と判断される場合には、受注者は発注者と協議の上、台帳システムへのデータ登録と施設台帳登録データの電子納品を行う。

2. 電子納品に格納する施設台帳登録データ

電子納品に格納する施設台帳登録データは、台帳システムにデータ登録後、台帳システムから帳票出力した電子データ（Excel 形式）を格納する。また、受発注者協議により、必要に応じて関連書類（オリジナルファイル形式）を格納する。

電子納品における電子媒体への格納方法については、「工事完成図書の電子納品要領」および「調査設計業務の電子納品要領」による。